

諮問番号：平成26年諮問第2号 諮問日：平成26年1月8日
答申番号：平成26年答申第2号 答申日：平成26年1月31日
件名：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会及び同事務局に関する議
院行政文書の不開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会及び同事務局に関して、衆議院事務局において、新規採用した委員及び職員の採用・退職に関する決裁（以下「文書1」という。）及び「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会及び同事務局に係る関係者の記章交付申請書及び返納の記録（以下「文書2」という。）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示としたことは、妥当である。

第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

1 苦情申出の趣旨

衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（以下「規程」という。）3条に基づく本件対象文書の開示申出に対し、平成25年12月18日付衆庶発第3107号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについてその取消しを求め、不開示部分の一部を開示すべきというものである。

2 苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

個人の氏名は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）委員長、委員、参与、事務局長、事務局総務・調査部総務課長及び衆議院参事1名を除き不開示であった。開示通知書の「2 開示しないこととした部分とその理由」として「個人の氏名」を掲げているが、これらの職員については既に慣行として公になっていることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「法」という。）5条1号ただし書イ（法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当するので不開示部分からは除く旨が記載されるべきである。

事務局は事故調査委員会事務局の総務・調査部総務課長については氏名を

開示したが、総務・調査部調査課長（参議院参事として採用された職員）については不開示であった。当該職員に関しては、平成23年12月22日付け「官報」（第5706号）国会事項欄において発令事項が記載されており、法5条1号ただし書イに該当する。また参議院事務局に対して、参議院事務局において新規採用された職員に係る委員及び職員の採用・退職に関する決裁及び記章交付申請書及び返納の記録を参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「参議院規程」という。）に基づき、事務局文書の開示申出を行ったところ、本件対象文書と同種の文書が開示され、また本件対象文書の不開示部分についても開示された。したがって、既に参議院事務局において参議院規程に基づき正規の手続によって開示されていることから、慣行として公にされていると認められ、法5条1号ただし書イに該当する。

また、その余の職員についても参議院事務局は個人の氏名を開示している。文書1については、衆議院事務局及び参議院事務局において各々分担して新規採用したものと承知しており、同一人物は含まれないが、法5条1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」49頁）と解釈されているところ、衆参両院の事務局が事故調査委員会の委員及び職員として採用した事実からも同種の情報として法5条1号ただし書イに該当する。

文書2に関しては公務員記章が衆参両院事務局の共同管理に係るものであることから、同一の文書が開示されたところであるが、生年月日を除きすべて開示されていることから、法5条1号ただし書イに該当する。また、議院記章の交付申請及び返納は公務員の職務遂行に係る情報であると思料され、法5条1号ただし書ハ（当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）に該当する。また、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）」により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、当該文書は既に参議院事務局において正規の手続により開示されていることから、特段の支障が生ずるおそれがあるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当する。

文書1の退職理由についても、参議院事務局は任期満了等の事由を開示しており、特に任期付職員であれば、通常任期満了によるものと思料されることから、これらも特殊な事由ではない限りは法5条1号ただし書イに該当す

る。

したがって、事務局の不開示理由には理由がなく、不開示部分は開示されるべきである。

なお、個人の生年月日、給与及び退職手当等に係る情報は法5条1号が規定する「個人に関する情報」であることから苦情はない。

第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局からの説明を聴取したところ、おおむね以下のとおりである。

1 文書1について

(1) 個人の氏名

個人の氏名については、個人に関する情報であり不開示とした。そのうち事故調査委員会の委員長及び委員の氏名については、その職にあったことは周知の事実であり、また、事故調査委員会事務局（以下「事故調事務局」という。）の職員等のうち一定の者の氏名については、官報等でその職にあったことが公になっており、法5条1号ただし書イに該当することから、開示した。

(2) 退職理由

退職理由については、公表慣行はなく、氏名が不開示とされていたとしても、決裁日及び施行日等の日付が明らかになっていること、事故調査委員会の委員長や委員、あるいは事故調事務局職員等の数が多くなく、一つの決裁文書に記載される者の数が1名ないし4名程度であることから、仮に退職理由を開示した場合、事故調事務局職員たる同僚や関係者にとっては、自己の持つ情報から当該退職理由が誰のものであるかについて推測することが可能となるおそれがある。よって退職理由については、不開示とした。

(3) 給与額及び退職金の額

給与額及び退職金の額については、公表慣行はなく、氏名が不開示とされていたとしても、決裁日及び施行日等の日付が明らかになっていること、事故調査委員会の委員長や委員、あるいは事故調事務局職員等の数が多くなく、一つの決裁文書に記載される者の数が1名ないし4名程度であることから、仮に給与額及び退職金の額を開示した場合、事故調事務局職員たる同僚や関係者にとっては、自己の持つ情報から当該給与額及び退職金の額が誰のものであるかについて推測することが可能となるおそれがある。

よって給与額及び退職金の額については、不開示とした。

(4) 給与額を推測させる情報

給与額を推測させる情報については、特定任期付職員（国会職員法（昭和22年法律第85号）3条の3第1項）又は任期付職員（同条第2項）のどちらとして採用されたかということを示すものであって、それは、前者であれば「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」であり、後者であれば「専門的な知識経験を有する者」であるということの意味することとなる。このような意味を持つ、給与額を推測させる情報については、公表慣行はなく、氏名が不開示とされていたとしても、事故調査委員会の委員長や委員、あるいは事故調事務局職員等の数が多くなく、一つの決裁文書に記載される者の数が1名ないし4名程度であることから、事故調事務局職員たる同僚や関係者にとっては、自己の持つ情報から当該給与額を推測させる情報が誰のものであるかについて推測することが可能となるおそれがある。よって給与額を推測させる情報については、不開示とした。

2 文書2について

(1) 個人の氏名及びフリガナ

個人の氏名については、個人に関する情報であり不開示とした。そのうち事故調査委員会の委員長及び委員の氏名については、その職にあったことは周知の事実であり、また、事故調事務局職員等のうち一定の者の氏名については、官報等でその職にあったことが公になっており、法5条1号ただし書イに該当することから、開示した。

また、申合せにおいて、「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、記章の交付を受けることやこれを返納すること自体は「職務遂行に係る情報」でないことは明らかであって、申合せにより開示すべきものであるとも考えられず、不開示とした。

しかし、その後、特定者等7名の氏名については、官報等に記載されていることが確認されたため、開示するものとする。

フリガナについては氏名と同一の取扱いをした。

(2) 生年月日について

生年月日については、個人に関する情報であり、公表慣行がないことから不開示とした。

しかし、その後、氏名を開示した者のうち2名については自身のホーム

ページ等によりインターネット上において生年月日が公にされていたことが確認されたため、開示するものとする。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成25年12月27日 苦情申出書の接受
- ② 平成26年 1月 8日 諮問
- ③ 同月17日 事務局からの説明の聴取及び調査（文書1及び文書2の見分を含む。）・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

文書1は、衆議院採用に係る事故調査委員会委員長、委員、参与及び事故調事務局職員（以下「事故調査委員会委員長等」という。）の採用、退職に係る決裁書類であり、文書2は、事故調査委員会委員長等に係る公務員記章及び同帯用カードの交付・返納に関する書類であって、いずれも、全体として法5条1号に規定する個人に関する情報である。

苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分について、「個人の生年月日、給与及び退職手当等に係る情報は・・・苦情はない」と述べていることから、これ以外の不開示部分について検討する。

2 文書1について

(1) 法5条1号ただし書イの該当性

ア 氏名

文書1には、事故調査委員会委員長等の氏名が記載されているが、事務局の説明によれば、事故調査委員会委員長及び委員がその職にあったことは周知の事実であり、事故調事務局職員等のうち一定の者については、官報、事故調査委員会会議録又は当該職員のホームページにおいてその職にあったことが公となっていることから、法5条1号ただし書イに該当するとして既に開示したとのことである。審査会として、当該官報、会議録及びホームページを確認したところ、事務局が既に開示した氏名については、公表慣行（法5条1号ただし書イ所定の「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ことをいう。以下同じ。）があると認められる。

これら開示した氏名以外の氏名については、官報等で公にはなっておらず、公表慣行があるとは認められない。

イ 「国会職員法第3条の3」の次の不開示部分

「国会職員法第3条の3」の次の不開示部分には、同条の「第1項」又は「第2項」との記載がされているものと判断することができる。国会職員法第3条の3の1項は、「高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」の採用について定め、同2項は「専門的な知識経験を有する者」の採用について定めており、この不開示部分を公にすることにより、当該職員がそのいずれに該当するかが明らかになるが、このような情報について公表慣行があると認めることができる根拠はない。

ウ 退職理由

退職理由についても、公表慣行があるとは認められない。

苦情申出人は、「任期付職員であれば、通常任期満了によるものと思料されることから、これらも特殊な事由でない限りは法5条1号ただし書イに該当する」と主張するが、任期付職員であれば必ず退職の理由が任期満了であるとはいえないと考えられることから、この主張は採用できない。

エ 申合せ適用の可否

申合せについて、事務局の説明によれば、規程に基づく本制度は、法とは全く別個の制度であることから申合せの適用は当然にはないが、法の趣旨を踏まえるという規程の規定（1条）から、申合せを参考に規程が運用されているとのことである。そうすると、公表慣行の有無の判断に当たり、申合せを考慮する必要がある。

申合せは「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」についてのものである。文書1は、事故調査委員会委員長等の採用・退職に関するものであるが、採用・退職は職務遂行を行い得る地位を得、又は地位を失うことに係るものであって、職務遂行に係るものではない。よって、申合せは適用されない。

オ 参議院で開示された文書と同種の文書であるとの苦情申出人の主張について

苦情申出人は、文書1と同種の文書について、参議院事務局の情報公開制度において氏名が開示されており、その他の不開示部分についても開示されているものがあり、文書1のこれらに対応する情報は法5条1号ただし書イに該当すると主張する。

しかしながら、衆議院事務局の情報公開制度と参議院事務局の情報公

開制度は、その制定者も導入時期も異なる別個の制度であるから、参議院事務局の制度において同種の情報が開示されたことをもって直ちに「当該情報の性質上通例公にされる」ということは困難であり、文書1の同種情報について公表慣行があるとはいえない。

(2) 部分開示（規程4条2項）の可否

ア 氏名を開示しているものについての不開示部分

氏名を開示しているものについての不開示部分については、氏名によって特定の個人を識別することができることから、部分開示をすることはできない。

イ 氏名を不開示としているものについての不開示部分

氏名を不開示としているものについての不開示部分のうち、まず、「国会職員法第3条の3」の「第1項」又は「第2項」の記述について検討する。

文書1の開示された部分により事故調事務局職員の採用に関する情報の一部が明らかになっていることなどにより、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分である当該職員の氏名の部分を除いたとしても、当該職員の同僚・知人や関係者にとっては当該職員を特定することが可能となり、当該職員の専門性の程度がこれらの者に明らかになったとしても、当該職員の権利利益が害されるおそれがないと認められるということとはできない。

次に、退職理由についても、「国会職員法第3条の3」の次の「第1項」又は「第2項」の記述と同様の理由により、当該職員の退職理由が明らかになったとしても、当該職員の権利利益が害されるおそれがないと認められるということとはできない。

したがって、これらの部分は、規程4条2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書1の不開示の妥当性

文書1の不開示部分について、不開示としたことは以上の理由から妥当である。

3 文書2について

(1) 法5条1号ただし書イの該当性

ア 氏名及びフリガナ

文書2には、事故調査委員会委員長等及びそれ以外の事故調査委員会

関係者の氏名が記載されているが、事務局の説明によれば、事故調査委員会委員長及び委員がその職にあったことは周知の事実であり、事故調事務局職員等のうち一定の者については、官報、事故調査委員会会議録又は当該職員のホームページにおいてその職にあったことが公となっていることから、法5条1号ただし書イに該当するとして既に開示している。審査会として、当該官報、会議録及びホームページを確認したところ、事務局が既に開示した氏名については、公表慣行があると認められる。

これら開示した氏名以外の氏名については、官報等で公にはなっておらず、公表慣行があるとは認められない。

フリガナについての判断は、氏名に関する上記判断と同一である。

イ 同一の文書における参議院の開示部分を開示すべきであるとの苦情申出人の主張について

苦情申出人は、文書2と同一の文書について、参議院事務局の情報公開制度において氏名が開示されており、法5条1号ただし書イに該当すると主張する。

しかしながら、同種の文書について2（1）オで述べたことは同一の文書についても妥当することであって、参議院事務局の制度において同一の文書が公表されたことをもって「当該情報の性質上通例公にされる」ということは困難であり、公表慣行があるとはいえない。

ウ 申合せ適用の可否

申合せは「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」についてのものである。職務遂行に係る情報とは、公務員が行政庁若しくはその補助機関として分任する職務の遂行に係る情報のことをいうのであるが、公務員記章及び同帯用カードの交付を受け、返納するという（以下「記章の交付等」という。）に関する情報は、ここにいう職務遂行に係る情報ではないと解すべきである。よって、申合せを適用することはできない。

(2) 法5条1号ただし書ハの該当性

(1) ウで述べたように、記章の交付等は職務遂行に関する行為ではなく、法5条1号ただし書ハには該当しない。

(3) 部分開示（規程4条2項）の可否

氏名は、規程4条2項において、「特定の個人を識別することができるこ

ととなる記述等の部分」であるとして例示されており、部分開示の対象とはならない。フリガナについても氏名と同様である。

(4) 特定者等7名について

特定者等7名の氏名及びフリガナについては、既に関示しているとのことであるので、これらについては、当審査会としては判断しない。

(5) 文書2の不関示の妥当性

文書2の不関示部分について、不関示としたことは以上の理由から妥当である。

4 苦情申出人のその他の主張について

苦情申出人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不関示の妥当性

以上の理由から、本件対象文書の不関示部分について、不関示としたことは妥当であると判断した。

6 議院行政文書開示通知書の不関示とした理由の記載の在り方

当審査会は、以下のとおり付言する。

本件開示通知書の不関示とした理由の記載において、部分開示（規程4条2項）の検討についての記述がない。

理由を付記する趣旨にかんがみ、不関示とした理由を開示申出人が理解できるように、部分開示の検討の結果も記載することが望ましい。

第6 答申をした委員

矢崎秀一、戸松秀典、上村直子